

時事新報

府下鐵地邊には此程より腸室疾流行して死亡者も少  
なからず目下猶は蔓延の勢ありと云ふ右に付き京橋區  
内に住居する諸醫師の組織したる醫會が於ては議を爲  
して曰く從來コレラ等流行病の折には其豫防消毒など  
も一切官の差圖に任せ病人の診斷治療等も區醫が役  
目上の勤務として規則の上に於ては若支なきとされ  
ども市町村自治の制も既に實行され人民に重きを歸し  
る今日に至りては獨り官の手にのみに依頼す可きに  
あらず殊に区内には醫會又は衛生會など既に私立のも  
のありて平日より公共衛生の事に就ては彼れ是れ研究  
も少なうらずして各自自から所見もあることなれば斯  
る場合あらん其實を現ばず所あれとて醫會より發議して  
衛生會の同意を得、既に病に罹りたるものゝ届出方又  
は事情に依て病院へ送る等の事は公の手續に依るみど  
勿論なれども其豫防消毒法など公共の衛生に關するも  
のは官の手を煩はさずして一切衛生會に於て引受くる  
事に致したしと京橋區私立衛生會の名を以て東京府廳  
に申出たる處府廳にても大賛成の趣にて補助金をも附  
與する事となり又區内其他有志者の寄附金も少なから  
ざるより昨今いよ／＼實施に着手したりと云ふ抑も傳  
染病預防の事に就ては從來政府の注意一方ならずして  
ヨレラ病流行の折などは其向の人々は非常の盡力にて  
之が爲め公私の費用は隨分少なからずとのみどあれど  
も人民は其割合に之を喜ばざるのみならず却て嫌惡の  
情を挾むものさへなきあらず地方などに至り  
ては其情一層甚しくして之が爲めに一揆騒動の沙汰ひ  
そ近來騒を絶ちたるが如くなれども内實の苦情は依然  
舊の如くにして當局者の苦心は病毒の蔓延よりも寧ろ  
人の苦情の始末に在りと云ふ畢竟事の新奇として今  
少と云ふ或は傳染病の如き危險の場合に於ては區々た  
る人情よ會釋して之が爲め恐る可き病毒を社會に流す  
ふともわりて由々しき大事されば事茲よりては内情  
も之を行ふ手心の如何に依りては人の感觸に非常の差  
異あきにあらず例へば法官が法律を執行するが如く唯  
一片の法理のみ依頼して事を裁断するときは枯燥殺  
風景の沙汰として色も香もなき大第なれども所謂行政  
の成分よして操縦の權と心に齧り巧に之を操るるより  
ては世俗の人情を犯さずして却て事を實際に行はれし  
むるの餘裕なきあらず豫防規則の如きも規則其物に  
就て見れば多少不完全の點は之ある可しど雖も斯る場  
合の法としては決して無理あるものふわらされば施行  
の實際は人共宜しきを得たらんには今日の如き苦情も  
なかる可さに今の世間の風として傳染病預防の事など  
も皆の務とすし之と官吏に一任して置みされば吏  
事もあればと謂ふ事の公務と心得、也未の事より至  
るるに親類の傳染、被感染と行はんとして互の  
連絡を失ふ果敢根拏の事なりたるもの見て都靈貧  
乏者も事の本質を忘れたるものと云はざるを得ず

然るに今回京橋區の醫會及び衛生會が私立の一體を以て自ら邁んで事より當り成る可く官の手を煩はざして豫防の實を擧んとするは恰も從來の裝を略き別々一機軸を出したるものにて我達甚大に其美舉を賛成する者あり顧ふに今既ば府下を始め各地方ともに醫會もしくは私立衛生會の設けも少少からざる事なれば若しも今後不幸として傳染病の流行する場合もあらば今度の例に倣ひ何れも自ら邁んで豫防の事を引受け漫に之を官の手のみ依頼せずして自治の精神を以て之を處理するふともあらんには現行の豫防規則も圓滑に行はれて人情を犯すふとなく官民公私之便利の上ある可らず殊に醫會衛生會などを設けて平日衛生の事を研究するは畢竟かゝる時機み隨々で其力を致すが爲めなる可ければ我輩は京橋區醫會衛生會の美舉を賛成すると同時に全國にその例を開かん事を希望する者なり

○ 鑄造貨幣高及試驗結果		○ 電報數及料金	
種	目	七	月
内外電報	(通數)	二九九、三三一	遞信省工務局
	(度數)	二三三、七六八	於て調査せる本年七月
料金	七三、八五六〇〇	六三、〇八二二〇	月中各郵便電信局及電信局に於て取扱ひたる電報發信
(料金)	五七	一一、〇〇七六〇	數同料金の概算高並に前年同月分との比較及東京熱海
東京間電話通信	七〇三五	一	間電話通信度數同料金概算高は左表の如し但し本年六
高及試驗の結果	左の如し	一	月概算高より電報通數四萬二千四百八十一通、同料金
料金四十錢を増せり(遞信省)		一	七千九百八十三圓四十二錢、電話通信度數三十一度、同
種	目	七	月
内外電報	(通數)	二九九、三三一	前年七月
	(度數)	二三三、七六八	增 減
料金	七三、八五六〇〇	六三、〇八二二〇	六三、九六三 一
(料金)	五七	一一、〇〇七六〇	一
東京間電話通信	七〇三五	一	上

人を逮捕せり居  
スダンダードは  
の議決を評し曰  
つ葡國をして  
用なり唯同會  
擾のため生せ  
事足れりと論  
牙國に迫り其  
せり(以上六日)  
葡萄牙政府は  
する事を承諾  
通商に據れば  
會社借入れの基  
根の脱あるみ  
じ毫も要擧を  
せられたる線  
とに不日着手  
カツスルタウ

は事情に依て病院より送る等の事は公の手續に依るのみ  
勿論なれども其豫防消毒法など公共の衛生に關するものは官の手を煩はさずして一切衛生會に於て引受くる事に致したしと京橋區私立衛生會の名を以て東京府認  
み申出たる成府廳にても大賛成の趣にて補助金をも附  
與する事となり又區内其他有志者の寄附金も少なから  
ざるより昨今いよいよ實施に着手したりと云ふ抑も傳

官報  
○大藏省告示第六十五號  
久留米國庫金出納所出納區域ヲ改メ久留米市ヲ久留米國庫金出納所ノ區域ニ屬シ御井郡北野村ヘ久留米國庫金出納所北野出納支所ヲ設置シ御井御原山本ノ三郡ニ係ル國庫金ノ事務ヲ取扱ハシム  
右本月十二日ヨリ執行ス

東京鼠疫の事に就ては從來政府の注意一方ならずしてコロラ病流行の折などは其向の人々は非常の盡力にて之が爲め公私費用は随分少なからずとのふどあれども人民は其割合に之を喜ばざるのみならず却て嫌惡の情を挿むものさへなきよりあらず殊地方などに至りては其情一層甚しくして之が爲めに一揆騒動の沙汰みそ近來騒動を絶ちたるが如くなれども内實の苦情は依然舊の如くにして當局者の苦心は病毒の蔓延よりも寧ろ

○通信省告示第百五十九號  
當省告示第百三十七號ヲ以テ清國芝罘ニ設置ノ郵便受取所ヲ廢シ以來在同港我領事館ニ於テ郵便物受渡事務ヲ取扱フ  
但書留郵便物ハ取扱ハス

明治廿二年 八月十二日 遷舊大臣伯爵後藤象二郎

○內務省訓令第三十五號

廳  
集治監 假留置  
府  
縣

金貨幣	五圓	三八	三八	二二八・六九	二二八・五五
銀貨幣	一圓	三三三	三三三	一六二・九三	一五五・九三
白銀貨幣	五錢	八七七	八七七	四一六・九三	四一五・九三
一枚○定量	千枚○實日				
グレイン	二六六・九三				
一ニハ・六六	一六六・〇〇				
八六六・〇七	八六六・〇〇				
八	七一〇〇				
一四九・九四八	一四九・九四八				

ふの苦情の始末に在りと云ふ畢竟事の新奇にして今の  
民情又憤慨されるが爲めあらんなれども又一方より察す  
れば病は人事の大變として此變に逢ひ案内中は申す迄  
もなく親戚朋友ともに心を痛ましめて不幸を悲しむは  
人情の常なるゝ然るに今傳染病の規則實行の實際に  
は時として或はる人の人情に反したる取扱振もなきに非  
少と云ふ或は傳染病の如き危險の場合に於ては區々た  
る人情又會津にて之が爲り居る町内会事務等に仕合せな

監獄則第二十四條ニ依リ處分シタル貨物ハ毎月四月三十日限リ前一週年度ノ收支精算書ヲ調製シ當省へ報告スヘシ  
明治廿二年八月十二日 内務大臣伯爵松方正義  
勅令第九三三號監獄則(明治二十二年七月十三日官報)抄錄  
第二十四條 四人監禁人及刑事被告人逃走シ監署ニ新置ノ貨物アルトキハ逃走ノ日ヨリ滿一箇年ヲ経テ之ヲ受クヘキ者ナキトキハ監獄惡魔ノ用ニ充フ刑死者死亡者ノ銀置貨物ニシテ受クヘキ者ナキトキ七亦同シ  
東京府告示第六十一號

○蒲領地鐵道事件詳報 在阿非利加葡萄牙領の東南部アフゴア灣鐵道布設事件より英、葡兩國間に紛議を惹起せる事は去月二日倫敦電報ルートル電報より據り去月  
奈良鐵道會社發起人今村勘三外十一名  
官設鐵道京都停車場ヨリ奈良縣下奈良ニ至ル鐵道布設出願ニ依リ同線路實地測量スルコトヲ許可ス但此假免狀下付ノ日ヨリ滿十二箇月以内ニ私設鐵道條例第三條ニ記載スル圖面書類ヲ調製シ差出サ、レハ此假免狀ヘ無効ノモノトス

みどもわりて由々しき大事あれは事茲よりては内情  
あとは順着なく規則に依て處分す可しと云へば云ふ  
可きなれども細かに事の實際を窺へば同一の規則にて  
も之を行ふ手心の如何に依りては人の感觸に非常の差  
異あきにあらす例へば法官が法律を執行するが如く唯  
一片の法理にのみ依頼して事を處斷するときは枯燥殺  
風景の沙汰として色も香もなき次第なれども所謂行政

府會議員撰舉人名原簿及選舉人名簿調製縱覽及確定期  
限等總ア本年法律第六號府縣會議員撰舉規則ニ規定セリ  
フレル時期ニ依ルヘキニ付規則第五條撰舉人其住居  
地外ノ町村ニ於テ納ムル地租額ヘ同年九月十五日迄  
ニ住居地ノ區長又ハ町村長ニ届出可シ

明治廿二年  
八月十三日

○東京府告示第六十二號

東京府知事男爵高崎五六六

右事件より關する詳報を載せたれば左より之を採錄譯出する  
四日の本欄電報に掲載せしむか今去月三日及十日の紐育毎週ヘラルド及紐育毎週トリビューンを閲するに稍々  
道布設許可を取消したる一事に就き本日集會を開き  
アフゴア灣鐵道會社の株主等は今回葡國政府か同鐵  
斯の如き事件は必ず非常の困難を生ずへきものある  
か故より飽くまで同會社事業を經營せんとする葡國の  
處置に抵抗する事、若し萬一葡國に於て其取消を實行するときは英國政府に請ひて英國が義に千八百十  
四年を以て葡國より貸渡せる三百萬磅の返済方を葡國

の處分として操縦の機を心に藏り巧に之を握つるゝ於ては世俗の人情を犯さずして却て事を實際に行はれしむるの餘裕なきふらす監防規則の如きも規則其物にして見れば多少不完全の底は之ある可しが雖も斯る場合の法としては決して無理あるものふあらざれば施行の實際さへ共宜しきを得たらんには今日の如き苦情もなくなる可しきに今の世間の風として傳染病監防の事なども嘗て嘗の務と申し之を官吏に一任して頼みされば皮

明治廿二年	東京府知事男爵高崎五六
八月十三日	
公證人取場位置	
東京橋區本八町堀一丁目九番地	植木綱二郎
右京橋區治安裁判所管内	
○敍任及辭令	
任陸軍敍授	印刷局二等技手 敏野 清利
敍奏任官五等	陸軍敍授 牧野 淸利 直
次城縣尋常師範學校教諭	
兼任次城縣尋常師範學校教諭	(以上八月九日)

に要求せしめ其金額を以て同鐵道を買取る事、同鐵道社より葡國に對し損害賠償の訴を起し且つ英國政府に右要求を強助せんふと請求する事を調決せり  
右アフゴア鐵道事件を調するため明日隨時内閣會議を開く筈あり又里斯本に於ける示威艦隊運動に加へるため官邸峰艦隊は多分同地に向ふへしと云ふ（本  
年六月二十八日倫敦電報）  
(社)茲に言へる葡國負債は本世紀の始に起れる半  
島戰爭中英國將校の下に在りて戰へる葡國兵士一  
士弗ムをも英國より借入れたるものなり

後備被仰付(八月八日内閣) 陸軍砲兵大尉龍岡 資  
大坂府會計主務ヲ命ス(八月十日同) 大坂府書記官 阿部 興  
大分宮崎熊本三縣下巡廻ヲ命ス

「アゴア湾よりの通信に鐵道事件に就き掲載起これ  
由を報せり即ち葡萄牙人は鐵道の一部分を破壊し出  
暴舉を防かんとせる英國技師に向ひ發銃せり」留居  
外國人の恐懼既甚しく災害を避けんかため争ひて  
英國領事館に蟻集せり 葡萄牙人は通辯者たる一  
郎